

茅ヶ崎市立鶴嶺中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校ではいじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に積極的に取り組んでまいりました。また、日常の教育活動を通して、生徒の人を思いやる豊かな人間性の育成と、信頼に基づく望ましい人間関係の構築を図るとともに、生徒の声に耳を傾けながら、どのような小さいいじめも逃さずに把握し、早期に解決・改善するよう適切な対応に努めて参りました。

しかし、生徒を取りまく社会状況や生活環境が著しく変化する中、いじめはより複雑化・多様化し、いじめの解消に向けては、まだその途上にあり、課題は多く残されています。

そこで、本校では平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、鶴嶺中学校の全ての生徒達が、さらに安心して生活できる学校を目指し、「鶴嶺中学校いじめ防止基本方針」を策定することとしました。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿になっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいともいわれています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、本校では以下の視点を持って問題に向き合います。

- いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう。絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子どもにも、起こりえる。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こりえる。
- いじめは、「被害者」・「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある。

(2) いじめ防止に向けた取り組み

本校では、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止のための対策を行います。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・各学年、学級では、自分と違う他者理解に努め、互いに認め合い、支え合いができる集団作り、風土作りを行います。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係と信頼関係を深めるため、生徒と係わる時間を多くするように努めます。
- ・授業研究を通じた質の高い授業に取り組み、授業規律の確立、好ましい集団の育成を目指します。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・生徒対象いじめアンケート調査を行います。 年3回（5月、10月、2月）
- ・教育相談を通じた学級担任等による聴き取り調査を行います。
年2回（6月、11月）
- ・家庭訪問（4月、）個別面談（7月、12月）を実施し、いじめの把握に努めます。
- ・いじめ相談窓口（心の教育相談員）（スクールカウンセラー）の周知を図り、いじめが訴えやすい体制を整えます。
- ・校内の巡回を通して、生徒の様子を観察します。
- ・相談、通報のあった事案は、「支援担当者会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を奨励し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

市教育委員会の協力の下、ネットパトロールを行い、発信された情報が不適切な場合には、被害の拡大を避けるために、直ちに削除の措置をとります。名誉毀損やプライバシー侵害などがあった場合には、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとります。

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ防止対策組織」（特別支援委員会）の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策組織」（特別支援委員会）を設置し、月に1回開催します。ただし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「特別支援委員会」の構成

- ・校長、教頭、生徒指導担当、学年生徒指導担当、スクールカウンセラー、心の教育相談員、教育相談コーディネーター、養護教諭
- ※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。（学級担任、部活動顧問、学年主任等）

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針の検討
- ・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報の窓口
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告
- ・毎月の認知件数の報告及び対応についての確認
- ・保護者との連携、支援の確認

4 重大事案への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、学校は市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急いじめ防止対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急いじめ防止対策委員会」の構成

- ・校長、教頭、生徒指導担当、学年生徒指導担当、学年主任、スクールカウンセラー、心の教育相談員、養護教諭
- ※事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。
- ※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

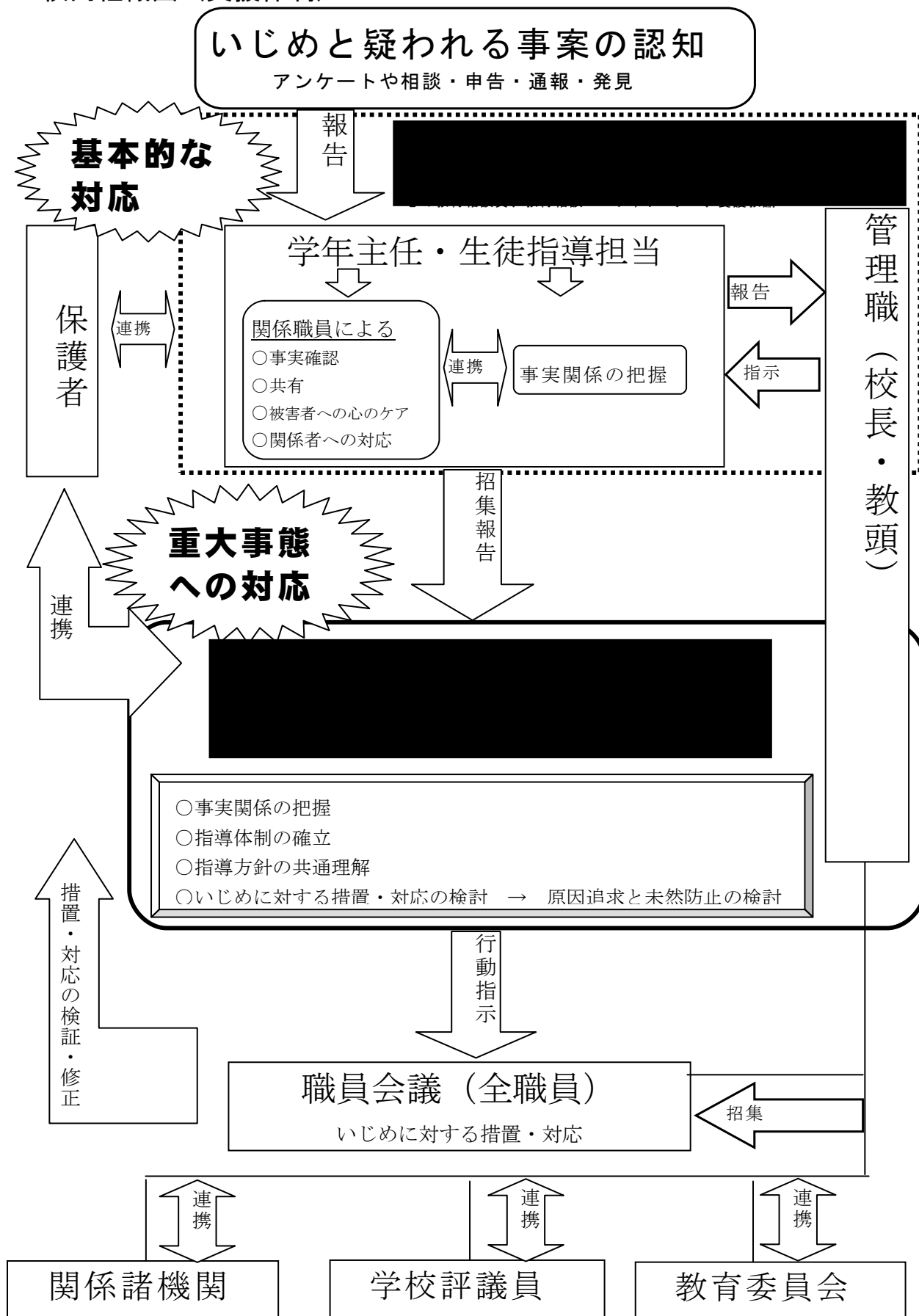
- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時、適切な方法での提供、説明及び精神的なケアをおこなう
- ・市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること

6 校内組織図（支援体制）



*いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する。

7 年間指導計画

	学校行事	会議など	未然防止の取り組み			早期発見のための取 り組み
			全職員	担任	生徒	
通 年		特別支援委員会 職員会議 情報交換会	人間関係づくり 授業規律 授業研究 校舎内巡回	人間関係づくり 学級規律	人間関係づくり	
4 月	学年学級懇談会 家庭訪問		学年開き 授業開き	学級開き 家庭訪問 ・家庭での 状況確認		家庭訪問
5 月	体育祭 1年野外活動		体育祭への取り組み ・人間関係や絆の構築			いじめ防止アンケート
6 月	教育相談月間 2年野外教室 3年修学旅行	学校評議員会 地区懇談会	教育相談			教育相談
7 月	個別面談(三者)			個別面談		個別面談
8 月		校内研修会 小中連携情報交換				
9 月	学年学級懇談会		合唱祭への取り組み ・人間関係や絆の構築			
10 月	合唱祭		合唱祭への取り組み ・人間関係や絆の構築			いじめ防止アンケート
11 月	教育相談月間	学校評議員会	教育相談			教育相談
12 月	個別面談(三者)			個別面談		個別面談
1 月						
2 月		地区懇談会				いじめ防止アンケート
3 月		学校評議員会 小中連携引き継ぎ	次年度への 引き継ぎ			